

各都道府県知事 殿
各市区町村長 殿

消費者庁長官 阿南 久
(公 印 省 略)

消費生活相談員に対するいわゆる「雇止め」の見直しについて（依頼）

平素より、消費者行政の推進に多大な御尽力をいただき、ありがとうございます。

さて、申しあげるまでもなく、消費者行政の現場において、事業者との間に情報や交渉力等の構造的格差がある消費者を支えているのは、日々消費生活相談に応じている消費生活相談員です。

こうした消費生活相談員には、関係する法令や制度を含めた、複雑化、高度化する一方の消費者問題に関する専門的な知識や、聴き取り、助言、説得、事業者との交渉などの技能が求められます。特に、聴き取りや事業者との交渉の技能は、実務経験を積み重ねることによって習得できるものです。また、消費生活相談員は、その知識や技能などを活かして、出前講座の実施や市民向けの消費生活情報の発信など、相談業務以外にも様々な役割を果たしています。

このような消費生活相談員の専門性やその果たしている重要な役割に鑑み、松原内閣府特命担当大臣から首長の皆様に向けた『『地方消費者行政の充実・強化のための指針』策定に当たって』の中では、実態として非常勤職員の行う業務の中にも恒常的な業務があること、任期ごとに客観的な実証を行った結果として、同じ者を再度任用することは排除されないことについて、総務省と認識を共有していることを明らかにしています。

つきましては、各自治体におかれては、再度任用する回数に関して一律に制限を設けることなく、消費生活相談員の専門性に配慮した任用をしていただきますよう、ぜひともお願いいたします。

併せて、指定管理者制度等により自治体が消費生活相談員を直接任用していない場合についても、直接任用している場合と同様、消費生活相談員がその果たしている役割に見合う処遇を受けられるよう配慮をお願いいたします。

地方消費者行政の充実・強化は、消費者の安全・安心の確保と、公正な市場の実現による経済の活性化につながるものです。消費者庁としても、「集中育成・強化期間」で整備された地方消費者行政の推進体制を充実・強化していくために、平成25年度以降においても、地方消費者行政に積極的に取り組む地方自治体を引き続き支援し、地方自治体における基礎的な取組の下支えができるよう、財源の確保に向け、最大限の努力をしてまいります。

今後とも、地方自治体との連携・協力をさらに深めながら、地域の取組を支援してまいりたいと存じますので、御支援・御協力のほど、お願いいたします。